

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和3年1月27日（水）午前9時30分開議

開催場所

第1委員会室

会議に付した案件

- 1 スケジュールに関するることについて

9:30

1 スケジュールに関するることについて

◎結論

スケジュールに関することについて協議し、区設置等の条例の議決は令和5年2月定例会とすることを決定しました。なお、令和3年度及び4年度の協議のスケジュールについては、今後の協議の中で決定していくこととなりました。

また、令和3年3月末までに、区割り案、区の数に関することについて協議を進め、一定の結論を出していくこととなりました。

◎発言内容

○高林修委員長 それでは、スケジュールに関することについて協議を行います。

本日の協議に先立ちまして、各会派で御意見を取りまとめていただくようお願いをさせていただきました。各会派の御意見につきましては、お手元に配付した資料のとおりでございます。

また、当局に対しましても、遅くとも我々の議員任期内の令和4年度中に条例を制定すると仮定した場合の参考スケジュールの提供をお願いしました。当局の参考スケジュールにつきましても、お手元に配付した資料のとおりでございます。

まず、提出していただいた各会派からの資料について何か御発言があればお願いをいたします。

○酒井豊実委員 日本共産党浜松市議団です。

私どもの会派としてスケジュール案を提出させていただきましたが、かねてから述べさせていただいていますように、私どもの会派としてはやはり市民の声を聞くということ、住民意思を反映させる、こういう非常に極めて最も高度な決定については、住民合意に基づいて進めるべきだというふうな意見をもう一度申し述べさせていただくとともに、今度のスケジュールにつきましても、スケジュール案一覧にも書いてありますように、市民の声を聴く会とか、市民アンケートであるとか、そういうことをまず先行させて、各段階で進めていくということをやると。2年前にも各自治会単位ぐらいで、あるいは団体ごとに意見聴取をやった経験も持っているわけですので、そういう水準できちんと聞くことによって協議を深めていくということが必要だと申し述べさせていただきます。

○高林修委員長 スケジュール案一覧として、矢印のものを取りまとめさせていただいていますが、

これが各党派のお考えだということですので、よろしく願います。

ほかに御発言がないようでしたら、次に、当局から示された参考スケジュールについて説明をしてください。

○企画調整部次長（企画課長） 参考スケジュールを御覧ください。

参考スケジュールの一番下になりますけれども、令和4年度のところでございます。ここの2月の定例会で条例の議決をいただくということから、遡ってスケジュールのほうを置いてみたというものでございます。

一番上に行っていたきまして、現在令和2年度でございまして、具体的区再編案の作成ということで、行程4の御協議をいただいているところでございます。

令和3年度に入りまして、引き続き協議事項を進めていただきまして、おおむね9月ぐらいに区割り案の絞り込み、そして内定ということでございます。

その後、市民からの意見聴取を進めていくということでございまして、右側に少し書いてございますが、パブリックコメントの場合ですと約3か月、意見を聴く会の場合ですと約2か月程度を想定するというものでございます。そして、令和3年度中に区割り案の決定ということでございます。

そして、令和4年度に行きまして、行政区画等審議会への諮問・答申でございまして。こちら右の枠の中に書いてございますが、諮問・答申、そして区名の募集、それから投票ということで、全体としておおむね7か月程度を想定しているというものでございます。その後、区協議会への諮問・答申を経まして2月定例会で条例の議決、そういったスケジュールを参考として出させていただきました。

○高林修委員長 当局からの説明は終わりました。

当局からの説明に対して、まずは質疑のある方は御発言をお願いします。

○酒井豊実委員 日本共産党浜松市議団としては、スケジュール案一覧の決定に関わるところで、段階は別ですが、住民投票というのはやはり欠かせないだろうということです。前回の市長選挙、市議選と同時に住民投票もやって、あのような結果になっているわけで、その住民意思を今度は次の段階で、また区再編を問うということに対しては、住民投票ということについて、私どもは提案をしているわけですが、当局としては住民投票についてはどのような考えを持っているのでしょうか。

○企画調整部次長（企画課長） 現在、住民投票につきましては、こちらの参考スケジュールには入れてございません。これまでの政令市移行時のスケジュール等を参考に考えられるものを割り込んだというものでございまして、住民投票に代わって、市民からの意見聴取等を行っていくというようなスケジュールを出させていただいたということでございます。

○酒井豊実委員 今説明があったように、前回の流れをそのまま踏襲して、参考案として示したという理解でいいわけですね。住民、市民などから様々な声が上がってきた場合には、当然市としても住民投票を中心とした対応を取られると認識していますが、そういう考えでよろしいでしょうか。

○企画調整部次長（企画課長） 住民投票というお話でございましたけれども、今のところ住民投票を実施するというようなことは考えてございません。

○高林修委員長 先ほども申し上げたように、これはあくまで議員任期内の遅くとも4年度中に条例を制定すると仮定した場合の参考スケジュールを当局に示してもらったものですので、令和3年、令和4年のくくり、枠の中で質疑があれば御発言を願いたいと思います。

○鈴木育男委員 質問ということではないので、確認ですが、バックキャストिंगをしていくということになりますということでの答えということよろしいのですね。

○企画調整部次長（企画課長） 結構でございます。

○鈴木育男委員 基本的にうちの会派で出したスケジュール案と条例制定の時期については一致している。その中での中身のことで、これから先、いろいろな協議を当局と一緒にしていかなければならないということも考えると、我々は当局提案のこのぐらいのスケジュール案の中で動いていくのが一番いい方向だというふうな感じは受けています。

○高林修委員長 ほかに質疑のある方。

○松下正行委員 当局の出した参考スケジュールの令和4年度のところを見ていただくと、4月から10月ぐらいまでが行政区画等審議会の諮問・答申ということで、括弧の中に何か月ということが羅列してあって、トータルすると7か月ぐらいになるということです。仮定の話で申し訳ないですが、これを短くするということが可能なかどうか。この項目を全てやるとこうなるということですが、そこら辺を工夫して、もう少し短くできるかどうかというところを伺いたいと思います。

○企画調整部次長（企画課長） 令和4年の行政区画等審議会への諮問・答申のところ7か月ということで今置かせていただいておりますが、これはあくまでも政令市移行時に大体このくらいかかったということで、実例を参考に置かせていただいたということになります。ですので、今回も例えば区名の決定方法、どのようにやっていくかというやり方によって、ここは短くなったりすることもあると思っております。

○松下正行委員 分かりました。

あと、一番お尻が設置条例等議決ということで、2月議会というふうな参考スケジュールということですが、当然ながら条例の中には施行というものも盛り込まれるということで、例えば、この条例議決後の施行までの参考スケジュールというものが、資料的に、今日言って今日は無理なので、例えば次回に、そういったものの提出が可能かどうか、そこら辺も確認をしたいと思います。

○企画調整部次長（企画課長） 条例議決後の施行日までのスケジュールというようなことでございますけれども、条例が議決された後に実際に施行するまでには、システムの改修であるとか、市民への周知というものを行っていかねばいけないということになります。ですので、その内容をこれから詰めていかないと、なかなかスケジュールというのはできないかと思っております。

○松下正行委員 あくまでも参考スケジュールなので、先ほど言ったように行政区画等審議会の諮問・答申についても、前回の政令市になったときの内容をそのまま出したということなので、例えば条例議決から施行までの参考スケジュールも出るというふうに私は感じるのですが、そこは詰めないと無理ということであれば、しょうがないかなというふうな思いもあります。あくまでも参考ですので、そういったものがもし出るのであれば、出していただくと分かりやすいかなと思いますが、いかがですか。

○企画調整部次長（企画課長） 今回は条例の議決までということでスケジュールを参考で出させていただいておりますけれども、これまで工程表等でお示ししていた中では、実際に条例が議決されてから施行までおおむね1年程度かかるのではないかなというふうなことでお示しをしておりました。ただ、その間にどういうことをやっていくかというところまでは、なかなかその段階では言えないようなところもあって、出していないということでございますので、今言えるとしたらシステムの改修でございますとか、あと市民への周知をどのようにやっていくのかというふうなことを考えながら、これからスケジュールを置いていくのかなというふうに思っております。

○高林修委員長 ほかに参考スケジュールについて。

○関イテロー委員 今の松下委員へのお答え以外に、令和3年の区割り案の内定から条例制定までの期間が書かれているわけですが、これはある程度余裕を持った上での時間配分なのかということが1点。

もう1点、先ほどの施行までの期日ですが、1年というお話ですが、システムの改修ということ自体は、前回の区をつくったとき、これは12市町村でシステムがいろいろあったので、かなり煩雑な調整が必要だったと思うのですが、今の1つの浜松市という考え方からいくと、システム自体はそんなに地域によってというか、区によって格差があるとは思えないのですが、その辺のところでもう少し詰められるものなのかどうか、その辺の見解をお聞かせください。

○企画調整部次長（企画課長） 区割り案の内定から実際の議決までの期間がまず長いというようなお話でしたが、こちら先ほどの行政区画等審議会もそうですし、市民からの意見聴取のところも、実際にこれまでやってきたパブリックコメントですとか、意見を聴く会の日程感を置きますと、大体そこに記載ぐらいの期間がかかるということですので、これを全部やっていくということになりますと、こういった時間は必要かというように考えております。

それから、システムが合併のときとは違うというお話でしたが、合併したときというのは平成17年に合併し、平成19年に政令市移行ということでございますので、期間としては2年弱ぐらいあったということです。ですので、その期間で準備を進められたというのと、今回は少し違うかと思っております。決定的に変わるというのは、区名が変わったときに、その区名でシステムを変えていかなければならないというところかと思っておりますが、その変更内容によって若干長くなったり、短くなったりということがあると思っておりますが、そういった細かいところを詰めていった上で、実際のくらくらかかるかというようなお話になってくるかと思っております。

○関イテロー委員 1つは、区割り案の内定から区割り案の決定までの半年という年月、それから先ほど松下委員もおっしゃられましたけれど、行政区画等審議会という、この辺のところというのは、ある部分でいうと、我々のほうがこれをどのぐらいのスピードでやっていくかということなのか、それとも当局のほうが、例えば並行してできるものもありますよね。その辺のスケジュール感というのは、どういうふうにお考えになっていますか。

○企画調整部次長（企画課長） 例えばでございますけれども、行政区画等審議会での区域ですとか、名称のほうを審議していただくということになりますけれども、その決め方というのは、また特別委員会の中で、どのような形でやっていくのかというのを御協議いただいた上で、その決め方を決めて、スケジュールを置いていくかというように思っております。この内容はあくまでも前回の参考ということでございます。ですので、実際にこのとおりやるかどうかというのは、また御協議いただいた中で決めていただければと思っております。

○高林修委員長 ほかにこの参考スケジュールについての御質疑はありますか。

○波多野亘委員 令和3年の9月までに最終案絞り込みということなのですが、市民からの意見聴取が区割り案内定の後、パブリックコメントあるいは意見を聴く会ということなのですが、最終案絞り込み前の段階で、参考スケジュールの中では、市民の意見だとか、そういったあたりというのは、何か考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

○企画調整部次長（企画課長） 区割り案内定後に意見聴取ということで今スケジュールを出しておりますけれども、その前に意見聴取的なことをやらないのかというようなお話かと思っております。実際ここで、案をある程度絞った上でないと、市民の皆さんへの説明ということも変わってくるのかなと思ってお

りまして、今出ささせていただいた参考スケジュールですと、まずは案を絞り込んだ上で、皆さんの御意見を頂くというような形でスケジュールを立てさせていただいたということでございます。

○波多野亘委員 今のお話だと、絞り込みと最終案というのは、僕は少しニュアンスが違うと思っていて、絞り込みだと2つだとか、3つだとか、最終案という、もうそれが要はイコール内定というような理解なのですけれど、そのあたりは今の発言だと絞り込んでという、まだ多少選択の余地がある中で、もしかしたら聞くかもしれないみたいなふうに聞こえたのですが、いかがでしょうか。

○企画調整部次長（企画課長） 区割り案の内定というところは、あくまでも1つに絞り込んでいくことかなと思っております。ただ、1つに絞り込んだものについて市民の皆さんから意見を聞いて、その上で内定案が変わるのか、それともそのままいくのかというようなお話になってくるかと思っておりますので、この段階では1つに絞り込んでいくという想定でつくったということでございます。

○波多野亘委員 今回のスケジュールは、先ほど鈴木育男委員からもあったとおり、会派としては令和4年度の最後の2月定例会で条例制定というような形で出ささせていただいているのですけれども、この令和3年度、4年度のこの中というのは、ここにも書かれているようにあくまで参考スケジュールという形で出させていただいたと思っていて、その中で今回区の再編をしていくという方向性を決めていくに当たって、市民の皆さんからはいろいろなことを、どういう理由でだとか、そういったこともありましたし、あと委員長も含めて説明会に出られたときに、どのような形になっていくのかというような御意見も多かったやに思います。そうすると、ここはあくまで参考スケジュールで、委員会として今後どういった形でこの案を進めていくかということも、よくよく検討していただければと思うのですけれども、やはり意見を何かしら聞く場合には、そういったことも必要ではないかということが会派の中でも意見として出ておりましたので、参考までにお伝えをさせていただきます。

○高林修委員長 あと、そのスケジュールという意味合いは3点ほどありますが、この参考スケジュールを私が出させていただいた第一の理由は、特に行政区画等審議会の諮問・答申と7区の協議会の諮問・答申がどういうふうなことが必要だろうかと、どのくらいの期間が必要だろうかとということを皆さんに勉強してもらいたくて出してもらいました。ですので、今、波多野委員がおっしゃったように、やはり委員会としては、この令和3年度のくくりの中についてはもっと柔軟に考えていくべきだというふうに私も思っています。

○酒井豊実委員 私も波多野委員と同意見を含んだ意見を持っているわけでありまして、絞り込んでいくという過程の中で、しっかりと住民意見を聞く、反映させる、そういう場が絶対必要だというふうに思っています。

それで、パブリックコメントの期間とかもありますが、これはもう条例で決められた期間というふうなことなのか確認します。

○企画調整部次長（企画課長） パブリックコメントで今3か月ということを書いてございますけれども、実際に意見を聞く期間というのは大体1か月程度でございます。その前の周知期間でございますとか、パブリックコメントが出てきた後の意見集約等も入れて大体3か月ということ今書かせていただいているということでございます。

○酒井豊実委員 令和4年に行政区画等審議会というものがありますが、これは市長のほうから委員を委嘱するという形なのか確認させてください。

それともう1点、その下段の7区協議会の諮問・答申でありますけれども、この諮問・答申が、7つの区の協議会で足並みがそろって賛成という場合と反対という場合、あるいは足並みがそろわないとい

う場合、あるいは反対という答申が多かった場合などがありますけれども、そういう場合を想定した場合にどのような対応になっていくのか伺います。

○企画調整部次長（企画課長） 行政区画等審議会の委員ということですが、行政区画等審議会は今も設置されているものでございますので、改めてここでというようなものではございません。

それから、区協議会への諮問・答申ということですが、諮問して答申をいただいたものを参考に、市として方向を決めていくことかなというように考えております。

○高林修委員長 酒井委員、よろしいですか。

○酒井豊実委員 はい。

○高林修委員長 ほかに質疑のある方。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、スケジュールに関することについて、まず委員会として決定をしていきたいというふうに思っています。

先ほど申し上げたスケジュール案一覧、各会派のお考えが矢印で示されているものもありますが、当局の示した参考スケジュールの一番最後、令和4年度の2月定例会で区設置等の条例案を議決するというこのスケジュールについて御意見のある方。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、当委員会としては令和4年度、具体的に言うと令和5年2月定例会において区の設置等条例案を提出していただき、議決するというところでよろしいでしょうか。

○関イチロー委員 各会派の御意見を聞かれるかと思ったのですが。

○高林修委員長 では、関委員。

○関イチロー委員 私どもとしては、今期中に施行までしていただいて、新しい期の方たちには、新しい区でというふうな意見を出しました。昨年9月に議員の投票によって区は再編すべしという方向性が出てきたわけです。その中で少なくとも今期中には確固とした何か担保が必要だろうと。言ってみれば、この前の議員の投票というのは、意向調査みたいなのがあったわけですから、そういう意味からいうと、今期我々がそういう方向性を決めたということに関して言えば、今期中に何らかのしっかりとした不可逆性というか、戻らない、そういう爪痕というか足跡を残すべきだというふうに思っております。そういう意味では、施行まで今期中に行うことがよかろうと、我々の会派は思っていたのですが、少なくともこのスケジュールを了解するという点においては、例えばその日にちよりも後へずれるとか、遅れるということ、これはできる話ではございませんので、少なくとも条例を可決するという、条例を提出するという点、これが先ほど申し上げた、我々が今期中に担保できる最低の内容かと思っておりますので、このところはそれで可とします。ただ、先ほどのスケジュールからいきますと、もしこのスケジュールが前倒しできるのであれば、先ほど申し上げたところまでいくことが望ましいのだろうというふうに我々は考えております。

○岩田邦泰委員 私も、今、関委員のおっしゃったことと近いかなというふうに思っています。当初、市民クラブとすると、区割り案の決定というのは来年9月にするつもりでどうかというふうに思っていたのですが、当局のスケジュール感でいうと、それは内定に当たっているなど。それから内定をしたといっても、その後にやらなきゃいけないこととして、市民意見の聴取もここに置いてあるといったことで考えると、私がこの令和3年度の10月から3月までに引いた条例制定という期間では、その後の行政

区画等審議会だとかは入り切らない。それから区の協議会の答申なども入り切らないと。それから、周知準備期間というのは、私も1年近くは要るのかなというふうに思って、こういうふうに置いていたものですから、どうしても飛び出してしまうということなのだなというのは、一応認識させていただきました。無理強いをして、何とか間に合わせろということではないというふうに私も思いますし、先ほど関委員のおっしゃったように、条例制定というのは必ずそこにたどり着くといったことが、絶対やるということを前提にするということであれば、その参考スケジュールのほうにのっとってもいいのではないかなというふうに思っています。

○松下正行委員 うちの会派も、スケジュール案を出したときには、遅くとも令和4年度中には施行というふうに出しました。当局の参考スケジュール、今までの議論の中身を聞きながら、やはり市民への情報提供、また説明会、意見の聴取というところをしっかりとするという形になると、令和4年度中に施行までというのはかなり厳しいのだろうなというところですよ。先ほどもちらっと言いましたが、この令和5年2月定例会の中で条例を議決するというふうになりますと、当然ながら条例の中身的には施行期間もしっかり明記をするというところなので、そこまでしっかり議会、また特別委員会の中で議論をさせてもらい、なおかつ市民への説明をしっかりとやりながら、この令和4年度中の条例議決というところまできちんとやらせていただければ、施行は間違いなくその後についてくるというふうに感じておりますので、この当局の出した参考スケジュールを取りあえず可とするということにしたいと思えます。

○高林修委員長 今3会派の方から御発言がありました。自由民主党浜松のスケジュール案にはほぼのりとした形で、令和5年2月定例会ということになります。3会派の御意見を受けて、特に自由民主党浜松のほうから御発言があれば。

○鈴木育男委員 御理解をいただいたと思っておりますが、正直、この当局案でいっても、令和3年度の協議事項、例えば4月から9月までというのは、なかなか私も難しいと思っております。本当にこれから先、丁寧な議論、それからしっかりとした手続をしていくというのが我々議会に与えられた、それから行政に与えられた役割でございますので、そうしたことを考えると、この令和4年度中の条例の議決ということに向けて、これからある程度の時間的なものをしっかりと確保した上で、新しい浜松の方向を決めていけるのが一番ではないかなと思います。こんな形で御了解いただければ大変ありがたいと思っております。

○酒井豊実委員 何度も言うようで申し訳ないですが、私どもとしては住民意思を反映させるということに常に最優先として協議、研究を行っていくということを前提とし、最終的に絞り込んだ案に対しても、住民投票というものを条件として進めさせるということで、私どものスケジュール案一覧のところでは、最後のところを区切った提案とはなっておりませんので、令和4年度中に決定ということに制限されずに、住民意思を反映させる手続をすべきであるということで、今、委員長からの提案がありましたが、その内容に対しては若干賛成しかねるということが私どもの意見であります。

○高林修委員長 各会派の意見を御発言いただきました。日本共産党浜松市議団は反対ということですが、区の設置等条例議決は令和5年2月定例会であるということなので、当委員会としては、そのように決定をいたします。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、改めて申し上げますが、区設置等条例案を提出していただいて、議決するのは令和5年2月の定例会であるということにいたします。

そのほかスケジュールについてももう2点あります。先に、先ほど来、波多野委員からも御発言があり

ましたが、令和3年度それから令和4年度の協議、区割り案の内定とか、決定とか、それから行政区画等審議会への諮問・答申、それから7区協議会の諮問・答申のこのスケジュールについては、当委員会で協議をしながら決めていくということで、私はよろしいかというふうに思っております。そのことについては私の独断で大変恐縮なのですけれども、4月以降に委員会で協議をしていただければというふうに思っていますので、よろしいでしょうか。

○酒井豊実委員 確認いたします。

委員長の意向としても、その辺のポイントは積極的にやっていこうという理解でよろしいですか。

○高林修委員長 ポイントと言われますと。

○酒井豊実委員 今、市民意見、スケジュール。

○高林修委員長 それはですね、説明会のときに私も何度も申し上げておりますけれども、まだ市民の皆さんに説明をする機会とか意見を聴取する機会を持ちますということで、説明会で申し上げてきましたので、これは私の考えとしては必ずやっていきたいというふうに思っています。

○鈴木育男委員 今、方向性としてはそういうことなのだけれど、1つだけ。まだ行程4の話があるのでよね。

○高林修委員長 はい。

○鈴木育男委員 みんなで決めた、その残りがここであるスケジュールに関するのと、区割り案、区の数に関するということ、そういったこともあるものですから、その辺の取扱いも当委員会ですよ、これは。

○高林修委員長 はい。

○鈴木育男委員 ということなので、その辺も頭の中へ入れておいて、今後のスケジュールということで考えていただきたい、そういうふうに思います。

○高林修委員長 スケジュールについて考えを述べるのに、少し順番を間違えたかもしれませんがけれども、今、鈴木育男委員がおっしゃったように、もう1回、スケジュールについて言いますと、今年度中、令和2年度中に行程4の具体的に言うと2についてどうするかということ、これから皆様のお考えを聞きたいというふうに思っています。

今行程4の協議事項の1、スケジュールに関することについては、条例については決まりました。それから令和3年度、4年度にどういうことをするかということについては、まだこれから柔軟に考えていくということも決まりました。残るのは行程4の協議事項2の区割り案、区の数に関することについては、年度内に私は決めていきたいというふうに思っていますが、すみません、区割り案、区の数に関することを決めていくのであって、当然のことながら、これは間違えられると困るのですけれども、区割り案を決めるとか、区の数を決めるとかという意味合いではありませんので、そのところは御承知おきください。

その2の区割り案、区の数に関することを令和2年度中に当委員会として考えを示していきたいというふうに思いますが、その点について御意見のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 では、令和2年度3月末までに、当委員会としては、区割り案、区の数に関することについて、一定の結論を出していきたい。その一定ということについても、皆さんいろいろなお考えがあるでしょうから、またそこは協議をしていきますが、令和2年度中に行程4の2については当委員会としては結論を出していきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

10:11